

特定施設入居者生活介護等運営規程

医療法人社団 慶心会

介護付有料老人ホーム

ラ・デュース恵み野

医 療 法 人 社 団 慶 心 会

介護付有料老人ホームラ・デュース恵み野運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 慶心会が開設する介護付有料老人ホーム ラ・デュース恵み野（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の特定施設入居者生活介護、及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態、要支援状態にあたる者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護、及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、要介護状態等ある者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。

3 指定介護特定施設入居者生活介護等の実施に当たっては、介護支援事業所及び介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 幼老共生「高齢者と子供の生き生きした関わり」への確立と地域コミュニティー集える文化の場の提供を行う。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人社団 慶心会
介護付有料老人ホーム ラ・デュース恵み野
- ② 所在地 恵庭市恵み野西5丁目3番1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤 1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員 2名（常勤兼務 2名）

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

③ 看護職員 7名

（常勤専従 2名・常勤兼務 2名・非常勤兼務 3名）

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

④ 介護職員 32名（常勤専従 18名・常勤兼務 2名・非常勤専従 11名・非常勤兼務 1名）

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

⑤ 機能訓練指導員 1名（常勤専従 1名）

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

⑥ 計画作成担当者（介護支援専門員） 2名（常勤専従1名・非常勤兼務1名）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設計画を作成する。

（入所定員及び居室数）

第5条 指定介護特定施設等の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

一 入所定員 100人

なお、従業者の員数の算定基礎とした利用者の数は、要介護者60人と、要支援者25人の計85人

二 居室数

個室 100室

（指定介護特定施設の介護の内容）

第6条 指定介護特定施設等の介護は、要介護者及び要支援者を対象に、要介護者3人に1人の介護職員を配置し、又は、要支援者には、10人に1人の介護職員を配置し、夜間は夜勤をおき、介護を提供する。指定特定施設入居者生活介護等の内容は次のとおりとする。

1. 介護・・・入浴・排泄・食事等の介護及びその他の日常生活の世話
機能訓練及び療養上の世話
2. 健康管理・・・年2回以上の定期健康診断を受ける機会を設ける。医師又は看護師等による健康相談及び医師による健康診断の機会を設ける。
3. 食事の提供・・・ホーム内の食堂において、毎日3食の食事を提供する体制を整えます。管理栄養士その他食事の提供に必要な職員を配置します。
4. 生活相談、助言・・・生活全般に関する諸問題について、相談や助言を行います。
5. 生活サービス・・・一般的に対応できる入居者の生活必需品の購入、公租公課の納付の代行、官公署への届出や手続きの代行等についての便宜等を行います。
6. レクリエーション・・・ホーム内において一般対応できる、運動・娯楽等のレクリエーションや、ホーム外でのレクリエーションをおこないます。
7. 機能訓練・・・生活機能の維持・改善のため、機能訓練指導員を配置し、機能訓練を実施いたします。

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 ①特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割および3割の額とする。
- ②前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。
- ・おむつ代
 - ・利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - ・その他特定施設入居者生活介護等において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第8条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約を文書によって締結する。
- 2 入居者はサービスの提供においてプライバシーを可能な限り尊重される。

3 入居者は、希望すれば自己に関する健康や介護の記録（但し、医師が管理する医療記録は除く）を閲覧することができるが入居者以外の者がその閲覧を要求しても、入居者の同意がないかぎり閲覧させることはない。

4 入所者の写真、身上や健康に関する記録は、法令等による場合を除き、入居者の意思に反して外部に公開されることはない。

5 入居者は、自己が選ぶ医師や弁護士その他専門家といつでも相談することができる。ただし、その費用は入居者が負担する。

6 入居者が施設内で日常使用する金銭の管理を事業所に委託する場合にはあらかじめその管理方法について入居者及び事業者は協議するとともに、入居者いつでもその管理状況の報告を事業者を求めることができる。

7 入居者は緊急やむをえない場合をのぞき、身体拘束をうけたり、精神抑制剤を投与されることはない。

8 入居者は、施設での支障がないかぎり、入居者個人の衣服や家具備品をその居室内に持ち込むことができる。

9 入居者は、事業者及び事業者が提供するサービスに対する苦情に関して、いつでも事業者の直接又はその他の機関、行政機関に対して申し出ることができる。

（緊急時等における対応方法）

第9条 特性施設入居者生活介護等の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- ① 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- ② 消防設備、施設等の点検及び整備
- ③ 従業員の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- ④ その他防火管理上必要な業務

（秘密保持等）

第11条 管理者は、提供した特定施設入居者生活介護等指定介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した特定施設入居者生活介護指定介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じる。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会
- 2) 虐待の防止のための指針の整備
- 3) 虐待の防止のための職員に対する研修
- 4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動などであって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

第17条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 6回

- 2 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団 慶心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 04 月 01 日より施行する。

この規程は、平成 22 年 07 月 01 日より施行する。

この規程は、平成 22 年 10 月 01 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 03 月 15 日より施行する。

この規程は、令和元年 10 月 01 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 21 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 08 月 01 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 21 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 04 月 01 日より施行する。

この規程は、2024 年 4 月 1 日より施行する。